8 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 4件

厚生年金関係 4件

申立期間のうち、昭和46年10月1日から47年5月1日までの期間は、旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項の規定により、年金額の計算の基礎となる組合員期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を46年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から47年5月1日まで 私は、高等学校を卒業してすぐの昭和46年4月1日からA農業協同組合 (現在は、B農業協同組合)に勤務したが、申立期間の農林漁業団体職員 共済組合員記録(現在は、厚生年金保険被保険者記録)が確認できない。

申立期間について、農林漁業団体職員共済組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年10月1日から47年5月1日までの期間について、農林漁業団体職員共済組合から提出された組合員資格新規取得届(昭和49年6月26日付け)により、A農業協同組合が、申立人の同組合における農林漁業団体職員共済組合の組合員資格取得日を、46年10月1日と届け出たことが確認できるものの、同日(昭和46年10月1日)から47年5月1日までの期間については、旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項の規定により、年金額の計算の基礎となる組合員期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、i)B農業協同組合からの回答及び申立人の健康保険被

保険者原票により、申立人が、昭和46年4月1日から48年1月15日までの期間において、継続してA農業協同組合に勤務していたことが確認できること、ii)B農業協同組合は、申立期間当時、A農業協同組合においては、勤務開始から6か月後に農林漁業団体職員共済組合に加入させていたので、申立人についても、勤務開始から6か月経過後から掛金を控除したと思う旨回答していること、iii)申立人の健康保険被保険者資格取得日の前後2年間にA農業協同組合において同資格を取得している同僚のうち、同資格取得後に農林漁業団体職員共済組合員資格を取得していることが確認できる同僚24人について調査したところ、そのうちの13人が健康保険被保険者資格取得日から6か月後に農林漁業団体職員共済組合員資格を取得していることが確認できること等から判断すると、申立人は46年10月1日から47年5月1日までの期間に係る農林漁業団体職員共済組合の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の農林漁業団体職員 共済組合が保管する組合員資格新規取得届の記録から、2万 6,000 円とす ることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る掛金の農林漁業団体による納付義務の履行については、B農業協同組合は不明としているものの、農林漁業団体が、事務手続を誤ったとして、掛金を徴収する権利が時効により消滅した後の昭和49年6月26日に、申立人の組合員資格取得に係る届出を行ったとしていることから、農林漁業団体職員共済組合は、申立人に係る46年10月から47年4月までの期間に係る掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、当該期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和 46 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人が、当該期間にA農業協同組合に勤務していたことは認められるものの、農林漁業団体職員共済組合が保管する組合員資格新規取得届、B農業協同組合の回答、同僚の記録等を踏まえると、農林漁業団体により給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金を控除されていたとは考え難い。また、申立人が当該期間に係る農林漁業団体職員共済組合の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が農林漁業団体職員共済組合員として当該期間に係る農林漁業団体 職員共済組合の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認め ることはできない。

11

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで 私は、昭和35年にA社に就職し、37年7月頃に同社B支店から同社C支 店に転勤したが、47年10月に退職するまで継続して同社に勤務していた。 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社からの回答及び申立人の同僚が所持している昭和37年7月1日付けの辞令から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し(同年7月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 37 年 5 月の記録から 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としているが、事業主が申立てどおりに申立人の資格喪失日を昭和37年7月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州(長崎)厚生年金 事案 4728

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月21日から同年2月1日まで

私は、A社に入社した後、同社が社内に設置したB社開設準備室に昭和54年12月頃から55年1月31日まで勤務し、その後、同年2月1日付けでB社に異動した。

申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人と一緒にA社内に設置されていたB社開設準備室で従事し、その後、B社に異動したとする同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び前述の同僚は、B社が設立された昭和 55 年 2 月 1 日付けで異動したと供述していることから、同日とすることが 妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の昭和54年12月の厚生年金保険被保険者原票の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、社会保険の実務を担当していた当時の役員も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 21 日

私が所持するA社から交付された申立期間に係る冬季賞与明細書によると、 厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されて いない。

申立期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、平成 18 年 12 月 22 日付けでA社から交付された冬季賞与明細書及び申立人の金融機関口座への当該賞与の振込額から、申立人は、その主張する標準賞与額(17 万 3,000 円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成7年 11 月から8年9月までを30万円、同年10月から11年9月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から11年10月1日まで

A社にB職として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与総支給額と相違している。

申立期間のうち、一部期間に係る給与明細書を提出するので、申立期間の 標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標 準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行わ れるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申 立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、 これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成8年3月、同年6月及び同年9月は30万円、同年10月から9年5月までの期間、同年7月及び同年11月から10年10月までの期間は28万円とすることが妥当である。

また、A社において申立人と同一職種であったとする複数の同僚が所持する 申立期間に係る給与明細書により、申立期間における保険料控除額及び給与総 支給額に変動が無いことが確認できる。このことから、申立人についても同様 に、申立期間において、保険料控除額及び給与総支給額に変動は無かったと推認できることから、申立人の標準報酬月額についても、平成7年 11 月から8年2月までの期間、同年4月、同年5月、同年7月及び同年8月は 30 万円、9年6月、同年8月から同年10月までの期間及び10年11月から11年9月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が提出した給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成11年10月から12年4月までを14万2,000円、同年5月から13年3月までを17万円、同年4月から15年3月までを22万円、同年4月を24万円、同年5月を28万円、同年6月を24万円、同年7月を26万円、同年8月から同年11月までを24万円、同年12月を26万円、16年1月を28万円、同年2月から同年5月までを24万円、同年6月及び同年7月を28万円、同年8月を26万円、同年9月から17年8月までを24万円、同年9月を22万円、同年10月から19年8月までを24万円、同年9月から22年11月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から22年12月1日まで

私がA社に勤務した期間の標準報酬月額を確認したところ、国の記録では、給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額で記録されていることが分かったので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する申立期

間のうち 102 か月に係る給与明細書、平成 12 年分給与所得の源泉徴収票、17年分及び 19年分の所得税の確定申告書並びに平成 19年度、21年度及び 23年度市民税・県民税所得証明書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 11年 10月から 12年4月までは 14万 2,000円、同年5月から 13年 3月までは 17万円、同年4月から 15年 3月までは 22万円、同年4月は 24万円、同年5月は 28万円、同年6月は 24万円、同年7月は 26万円、同年8月から同年 11月までは 24万円、同年 12月は 26万円、16年 1月は 28万円、同年2月から同年5月までは 24万円、同年6月及び同年7月は 28万円、同年8月は 26万円、同年9月から 17年8月までは 24万円、同年9月から 22年 11月までは 22万円、同年 10月から 19年 8月までは 24万円、同年 9月から 22年 11月までは 22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当時の資料を保管していないため不明としているが、前述の給与明細書等の資料で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和 44 年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和 30 年 10 月にC社D事業所(現在は、B社)に入社後、31 年 4月1日に関連会社であるA社へ出向し、44 年 9 月 1 日にB社E支店に戻った。

申立期間については、厚生年金保険料を給与から控除されていたので厚生 年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB社から受けた永年勤続表彰状(昭和 45 年 1 月 5 日付け)、同社の回答及び同社が保管する平成 10 年 4 月 1 日現在の「役員・社員名簿」から、申立人が同社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し(A社からB社E支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社がA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者 資格の喪失日を昭和 44 年9月1日とすべきであった旨の回答をしていること から、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 44 年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は不明としているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和44年8月31日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州(福岡)国民年金 事案 2669

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年2月から 56 年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から56年7月まで

申立期間については、夫に勧められて、国民年金の加入手続を行い、国 民年金保険料は自宅近くのA金融機関で納付したことを憶えている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、記録を 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA金融機関で納付していたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人には、昭和55年2月と57年9月にそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間当時、A金融機関において保険料を納付することが可能であったことは確認できるものの、申立人は、同金融機関で保険料を納付したとする以外、納付金額、納付頻度等の納付状況に関する記憶が明確ではない。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る昭和54年度から56年度までの納付記録は未納となっており、その摘要欄には、B市と社会保険事務所(当時)が納付記録を照合したことを示す「照」の押印が認められる上、54年度から56年度までの国民年金保険料収滞納一覧表においても、申立期間の保険料は未納とされており、これらの記載に不自然な点は認められない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州 (大分) 国民年金 事案 2670

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から3年3月まで

20 歳になった平成元年*月当時は、学生であったので、母が私の国民年金への加入手続を行い、毎月の国民年金保険料も勤務先近くの金融機関で納付してくれていた。申立期間が未加入期間とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年*月頃に母親が国民年金の加入手続を行ったと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号に係る被保険者の国民年金加入状況及び国民年金手帳記号番号払出簿から判断すると、申立人の記号番号は4年7月頃にA市において払い出されていることが推認できる上、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時は学生であったと供述しているところ、20歳以上の学生は国民年金の加入は任意とされており、前述の払出時点では申立期間に遡って加入することはできないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、申立人の母親が保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州(福岡)国民年金 事案 2671

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間及び59年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで

② 昭和59年10月から61年3月まで

私は、申立期間①の前後を含む期間において私及び私の元夫の分の国民 年金保険料を一緒に納付していたので、申立期間①の保険料を納付してい ないことは考えられない。

また、離婚のため昭和 59 年にA市へ転居し、その後、国民年金の加入手続を行い、申立期間②の保険料を納付していた。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間の前後を含む期間において自身 及び元夫の分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、 B市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立期間①前後において申立 人及び元夫の保険料の収納年月日は一致していることが確認できる。

しかしながら、B市の国民年金被保険者名簿、同市の国民年金保険料収滞納一覧表、C町の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録からは、申立人及び元夫のいずれにおいても、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したとするD金融機関は、保存期間の経過により関連資料を保管していない旨回答している上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、離婚のため昭和 59 年にA市へ転居し、 その後、国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたと主 張している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入手続については、昭和61年1月29日に59年10月11日に遡って手続を行っていることが確認できる。

また、前述の加入手続時点において、申立期間②のうち、一部の期間の保険料については過年度納付が可能となるところ、当該期間に係る申立人の国民年金保険料領収済通知書は見当たらない上、前述の被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらないほか、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したとするD金融機関及びE金融機関は、保存期間の経過により関連資料を保管していない旨回答している上、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州(長崎)国民年金 事案 2672

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から55年3月まで

私は、昭和46年にA市役所及び49年にB市役所でそれぞれ国民年金の加入手続をした。

その後の国民年金保険料は、私が元夫の分と合わせた二人分を、毎月又は 2か月に一度、市役所の窓口又は金融機関で納付書により納めていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年及び49年頃に、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を定期的に納付していたと主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の55年6月3日に払い出されていることが確認でき、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、元夫の分と合わせた二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間直後の夫婦の納付状況は同一であることが確認できるものの、申立期間については元夫の保険料も未納とされているほか、申立人は保険料を遡って一括納付した記憶は無いとしていることから、夫婦共に、記号番号が払い出された時点において、現年度納付が可能であった昭和55年4月の保険料から当該保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州(福岡)厚生年金 事案 4733

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から47年4月1日まで

② 昭和47年5月1日から47年9月1日まで

③ 昭和47年9月1日から48年9月1日まで

申立期間①及び③については、脱退手当金が支給されている期間とされているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、脱退手当金が支給されたとする日は出産直前であり、請求手続をするはずはないので、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、A事業所における私の厚生年金保険の被保険者期間は、申立期間③についてのみとなっているが、私が同事業所に勤務したのは昭和47年5月1日からであり、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人は、脱退手当金を受給していないと申し立てているが、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、同事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和48年12月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人には、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6年間、国民年金の加入記録は無く、退職時において、将来、年金を

受給する明確な意思を有していたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立 期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはでき ない。

2 申立期間②について、A事業所における健康保険厚生年金保険被保険者 名簿において、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚6人のうち5人は、申立人を記憶していないと供述している上、申立人 を記憶している同僚からは、申立人が同事業所において勤務した期間についての具体的な供述は得られない。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、 当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立期間②における申立人 の勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料控除を確認するこ とはできない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州(福岡)厚生年金 事案 4734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月24日

私は、A社に勤務した当時、申立期間に賞与を支給されたにもかかわらず、国の記録では、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、事業主により賞与から保険料控除が行われていることが必要である。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳及び申立人が所持する同社に係る給与支給明細書により、申立人に対して、平成16年7月24日に賞与が支給されていたことが確認できるものの、同賃金台帳及び給与支給明細書において、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

九州 (大分) 厚生年金 事案 4735

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月1日から同年10月13日まで 私は、昭和55年3月にA社に入社し、B地区に所在する事業所のC部門でD職として勤務していた。

入社する時に、社会保険に加入させると言われたことを記憶しており、 厚生年金保険料が給与から控除されていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年3月にA社に入社し、B地区に所在する事業所のC部門で勤務していたとしているところ、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の責任者及び当該事業所を現在経営するE社の総務担当者は、B地区に所在する事業所はA社の子会社であるF社が経営していたが、45 年7月にG社に経営を譲渡しており、C部門等の経営は全て直営であった旨供述している。

また、オンライン記録によると、F社は、昭和 46 年4月1日にG社に名称変更していることが確認できる。

なお、G社に係る雇用保険の被保険者記録から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間においてG社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人の同僚は、それぞれ、採用後、夏の繁忙期を過ぎてから正式に雇用されたこと、及び試用期間があり採用と同時には社会保険へは加入していなかったことを記憶していると供述している上、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した女性の同僚6人のうち、5人(申立人を含む。)について雇用保険被保険者資格の取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日とが一致していないことが確認できることから、事業主は、従業員全員

について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、当該事業所を現在経営するE社は、申立期間当時の資料を保管していない旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない上、申立期間当時のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州 (熊本) 厚生年金 事案 4736

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月27日から20年8月31日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が見付かったが、当該期間について、脱退手当金が支給済みと記録されている。

しかし、脱退手当金を受給したことが分かる関連資料等を所持しておらず、また、日本年金機構側にも本人が脱退手当金を受領したことを確認できる関連資料が残っていないにもかかわらず、同機構から脱退手当金を支給済みと言われても納得できないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した当時(昭和20年8月31日)、厚生年金保険法第49条の3の規定において、厚生年金保険被保険者期間が6か月以上3年未満の者であって、戦争終結による事業所の廃止、休止又は縮小が原因で被保険者資格を喪失した場合には脱退手当金を支給するとの特例が定められているところ、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)の摘要欄には、昭和20年8月31日に戦災終結により厚生年金保険適用事業所(以下「適用事業所」という。)でなくなった旨記載されていることが確認できる。

また、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる「旧台帳」。 以下「旧台帳」という。)により、申立人は同社が適用事業所ではなくなった 日と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金支給の根拠条文を 示す「法 49-3」の記載が確認できることから、申立期間は、当該特例規定 に該当していたものと推認できるなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、被保険者名簿により、申立人の健康保険整理番号の前後 50 番以内に記録されていることが確認できる者のうち、旧台帳により、申立人と同日付けでA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる男性 56 人(申立人を含む。)について、脱退手当金の支給記録の有無を確認したところ、45 人に当該支給記録があり、そのうち 11 人は申立人と同一の支給日であることが確認できる上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、前述の特例規定に該当する申立期間について、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

加えて、申立人は既に死亡しており、申立人の子から聴取しても、日本年金 機構側にも本人が脱退手当金を受領したことを確認できる関連資料が残って いない下で、脱退手当金を支給済みと記録されていることに納得できないと いうほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たら ない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、前述のとおり、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと 認めることはできない。